

公 告 第 415 号
令和 5 年 3 月 2 日

加入員各位

仙台卸商健康保険組合
理事長 星 合 邦 生

一般保険料率及び調整保険料率の変更について

下記のとおり、健康保険法施行令第 67 条第 3 項の規定に基づく調整保険料率の変更及び一般保険料率の変更について公告します。

記

	変更前	変更後
一般保険料率	10.301%	10.296%
調整保険料率	0.099%	0.104%
合計	10.4%	10.4%

- 令和 5 年 3 月 1 日より変更
- 任意継続被保険者については令和 5 年 4 月 1 日より変更
- 高齢者医療制度への拠出分に相当する「特定保険料率」は 4.068%